



平成25年1月25日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官

平成24年(ネ)第2672号, 同年(ネ)第3078号 出資金返還等請求控訴, 同附帯控訴事件

(原審・京都地方裁判所平成23年(ワ)第1547号)

口頭弁論終結日 平成24年11月6日

判 決

京都市伏見区竹田西段川原町96番地

控訴人兼附帯被控訴人 (以下「控訴人」という。)

MKグループ労働組合連合会

同 代 表 者 会 長 城 ケ 原 義 則

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 住 田 浩 史

同 茶 木 真 理 子

同 上 里 美 登 利

京都市伏見区深草西浦町八丁目115番地武一ビル203号室

被控訴人兼附帯控訴人 (以下「被控訴人」という。)

M K 労 働 組 合

同 代 表 者 執 行 委 員 長 柳 瀬 繁 雄

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 伊 山 正 和

同 拾 井 美 香

主 文

- 1 本件控訴に基づき, 原判決を次のとおり変更する。
 - (1) 控訴人は, 被控訴人に対し, 4万0320円及びこれに対する平成23年5月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (2) 被控訴人のその余の請求を棄却する。
- 2 本件附帯控訴を棄却する。
- 3 訴訟費用は, 第1, 2審を通じて, これを20分し, その1を控訴人の負担

とし、その余を被控訴人の負担とする。

4 この判決は、主文1項(1)に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴及び附帯控訴の趣旨

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記の部分につき、被控訴人の請求を棄却する。

2 附帯控訴の趣旨

- (1) 原判決中被控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 控訴人は、被控訴人に対し、66万6400円及びこれに対する平成23年5月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

控訴人は、エムケイグループのタクシー運転者等の従業員が加盟する旧MK労働組合と東京・大阪等の各労働組合を統括する連合団体組織として設立された法人であり、被控訴人は、控訴人に加盟していた労働組合である。

本件は、控訴人から脱退した被控訴人が、控訴人に対し、預託金返還請求権に基づき、控訴人に対する預入金残金871万9778円及び出資金残金73万2886円の合計額である945万2664円並びにこれに対する訴状送達の日翌日である平成23年5月25日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、被控訴人の請求につき、876万0098円及びこれに対する平成23年5月25日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を命じる限度で、被控訴人の請求を認容した。

そこで、控訴人がこれを不服として控訴し、被控訴人が附帯控訴した。

なお、被控訴人は、当審において、出資金返還請求額を原審での73万28

86円から70万6720円に減縮した。

2 前提事実、争点についての当事者の主張は、次に当審主張を付加するほか、
原判決「事実及び理由」第2の1～3のとおりである。

3 当審主張

(1) 平成23年3月分の基本会費について

(被控訴人)

旧MK労組は、①平成20年8月分までの控訴人設立準備委員会の会費を、当月分を前月に支払う前払方式により支払い、②控訴人設立に際して組合員1人当たり1000円の加入金を支払って、当該加入金は平成20年9月分の基本会費に充当され、③平成20年9月～平成21年1月、毎月、翌月分の基本会費を支払った。また、被控訴人も平成21年2月～平成23年2月、同様に、毎月、翌月分の基本会費を支払った。

したがって、被控訴人は、平成23年3月分も含めて基本会費を支払済みである。

(控訴人)

基本会費の支払方法は、当月分を当月に支払う当月払方式となっている。また、控訴人設立準備委員会の会費支払方法も当月払方式であったし、控訴人設立に際して旧MK労組が支払った加入金が平成20年9月分の基本会費に充当されていない。

したがって、被控訴人は、平成23年3月分の基本会費を支払っていない。

(2) 電話機、コピー機、輪転機のリース料について

(控訴人)

本件各機器については、控訴人がリース会社からリース契約による電話機等のリースを受けて、これを被控訴人に転貸していた。上記リース期間中は、目的物の使用や返還の有無にかかわらず、リース料が発生している。被控訴人が控訴人会館から平成22年12月退去して控訴人に本件各機器を返還し

た後も同じであり、控訴人はリース料を負担するから、これを被控訴人に請求できる。

控訴人と被控訴人との間で、上記退去の際、被控訴人が平成23年1月以降の本件各機器のリース料支払義務を負わないという合意はない。控訴人が被控訴人に対し、本件各機器のリース料が発生するのは平成22年12月分までである旨記載した通知書を送付したが、これは控訴人内部の所管連絡不備によるものであり、支払義務を免除する趣旨ではない。

(被控訴人)

被控訴人は、平成22年12月、控訴人会館を退去して控訴人に本件各機器を返還したので、これにより本件各機器の転貸借は終了した。また、その際、控訴人と被控訴人との間では、被控訴人は平成23年1月以降のリース料支払義務を負わないという合意があった。

第3 当裁判所の判断

1 本件預入金の返還の時期について

(1) 本件預入金に至る経緯

引用に係る原判決説示の前提事実等によれば、次のとおりである（当審で新たに認定した部分には証拠を掲げてその旨摘示する。）

ア 被控訴人が所属していた旧MK労組は、平成18年11月、エムケイグループの他の大阪・東京などの労働組合とともに、連合団体組織を設立するための連合会設立準備委員会を組織した。そして、2年近い準備を経て、控訴人が平成20年9月23日設立され、同年10月16日設立登記がされた。

イ 連合会設立準備委員会を組織した平成18年10月当時、所属組合員数は概数で、旧MK労組は1900名、東京350名、大阪200名であり、旧MK労組が約77パーセントを占めていた（乙5の1）。これに伴い、控訴人を設立するに際しても、組合役員も出し、本部の機能を引き継ぎ、旧

MK労組の資産を引き継ぐことを予定した。

ウ 控訴人は、平成20年9月設立以降、京都市内にある旧MK労組の事務所建物において運営していたが、平成21年10月ころから、旧MK労組の事務所建物を売却し、新たに控訴人会館として土地建物を購入することを検討した。旧MK労組は平成22年2月の定期大会以降、資産処分を行った。

エ 控訴人は、平成22年3月8日の中央委員会において、① 控訴人の活動拠点とし、被控訴人を含む京都の3組合も入居することを予定して、控訴人会館を8500万円で取得すること、② 費用は、改装費・備品として1000万円～1300万円計9500万円～9800万円とする、③

その資金計画は、旧MK労組から事務所建物の売却代金も含めて引継資産につき、各組合からの預入協力金として計4000万円を充てるほか、出資金を1口10万円で、100口1000万円を各組合に割り当てて、募集する、残りの4500万円は近畿労働金庫から融資を受ける、融資条件は返済期間15年、返済金額は毎月30万円ということが決められた。各組合からの上記預入金については、原判決説示の「事実及び理由」第2の1(2)のエ(ア)～(カ)のとおり(原判決4頁1行目～12行目)、預入期間を15年とする等の附帯条件を付け、これを預入証書に明記することも協議され、全員一致で賛成された。被控訴人からも井藤勇が出席していた。(甲11)

オ 旧MK労組の資産に対する被控訴人の分配額は、平成22年8月31日までに、930万4028円と決定された。控訴人は、平成22年春頃、肩書き住所地の控訴人会館を取得し、その費用は、上記エで予定した予算、資金でこれを賄うことにした。

カ 被控訴人は、平成22年5月、控訴人から、控訴人会館の一室を事務所として貸与を受け、入居した。事務所の使用料は、上記預入金の附帯条件

にあるとおり、毎年8月31日に精算し、本件預入金から順次控除していくことにした。

キ 被控訴人は、平成22年9月1日、控訴人に対し、上記オの分配額から同年5月～8月の控訴人会館の事務所使用料（1月当たり6万5750円）を控除した904万1028円を本件預入金として預け入れた。控訴人は、同日、被控訴人に対し、本件預入金について預入証書を発行し、その裏面には上記エの附帯条件がそのまま記載されており、また、毎年8月31日で控訴人会館の使用料（年間約80万円）を差引控除した金額による新たな預入証書を発行することを予定していた。（甲4）

なお、被控訴人は平成22年4月1日、控訴人に対し、本件預入金とは別に、出資金として上記エの決定で割り当てられた出資金300万円を預け入れた。

ク 被控訴人は、平成23年3月1日、控訴人に対し、脱退届けを郵送し、控訴人は同月31日これを承認した。

(2) 判断

以上の事実を基にして、本件預入金の返還時期について判断する。

ア まず、本件預入金は、もともとは旧MK労組の各労組に対する分配金であるが、控訴人会館を取得するための費用に充てること、その返還時期について、預入期間を15年とすること、15年経過後協議を行い、会費と相殺、若しくは返済計画を立てることが被控訴人も参加した各労組の代表者による中央委員会で決議され、預入証書の裏面にもその旨明記されている。

本件預入金は、中央委員会で決議されたとおり、控訴人会館を取得する費用の一部に使われた。また、控訴人会館は、取得費用のうち、4500万円を金融機関からの返済期間15年とする融資で賄っており、本件預入金の預入期間の15年もこれに対応している。

被控訴人は控訴人に対し本件預入金を差し入れた際、本件合意を含む附帯条件について異論を唱えておらず、控訴人会館の一室を被控訴人の事務所として賃貸し、本件預入金からこの賃料の差引精算に応じる等預入の附帯条件をそのまま是認した行動を取った。

上記に指摘した事情に照らすと、本件預入金の返済時期については、控訴人と被控訴人との間では、預入証書の裏面に記載されているとおり「預入期間を15年とすること、15年経過後協議を行い、会費と相殺、若しくは返済計画を立てること」の合意があったものと認められる。

イ 被控訴人は、上記合意は控訴人と被控訴人との協力関係を前提としており、被控訴人が控訴人から脱退したことにより、その前提を欠いているから、これに拘束されず、直ちに返還を受けることができると主張する。

しかし、上記合意について、被控訴人も含め組合が控訴人から脱退したときに返済を直ちに受けることができるという規定はないし、平成18年の設立準備から本件預入金を預けるまで4年近い年月を経て、旧MK労組の資産の引継、控訴人会館の取得等につき、慎重に検討されているが、脱退したときに返済を受けるという点は議論に出ていない。被控訴人の主張するように、組合が脱退することにより即時に預入金の返還を受けることができるというのであれば、控訴人としてはこの返済資金をどのように手当をするか当然検討されなければならないはずであるが、その形跡はうかがえない。控訴人は、控訴人会館の一室を被控訴人に賃貸し、これにより毎年約80万円の賃料を本件預入金から差し引き、精算することを予定しており、実質的にはこれにより本件預入金について返還を受けるに等しいから、被控訴人は本件預入金を本件合意による預入期間15年よりも短い期間で上記の差引精算により回収できたものと見込まれる。この点では、賃借していない他の組合よりも事実上優先されている立場にあり、被控訴人としても十分この点も考慮して、上記アの返還時期について了解したう

えで、本件預入金を差し入れたものと認められる。

そうすると、被控訴人の上記主張は採用し難く、上記アの返還時期の合意の効力を失わせることにならないというべきである。

また、被控訴人は、本件預入金の附帯条件について、締結するか否かについての選択権が被控訴人も含め単位組合にはなかったと主張する。しかし、原判決が「事実及び理由」第2の1(2)エ、オで認定するとおり、被控訴人が本件合意を含む本件約定により本件預入れをすることは、控訴人中央委員会での付議及び可決に先だって、平成22年2月20日の旧MK労組の第43回定期大会において決定されている。そして、上記定期大会においては、被控訴人から参加した代議員も全員が上記決定をすることに賛成している（甲3の2）。したがって、被控訴人の上記主張は採用できない。

ウ よって、本件合意が、単位組合である被控訴人とその加盟する連合団体組織である控訴人との協力関係を前提としており、かかる協力関係が失われた後は本件合意の効力が失われるものとは解することはできない。

(3) 以上から、本件預入金については、本件脱退後も本件合意により預入期間の15年が経過していないから期限が到来していない。よって、本件預入金の返還請求は、理由がない。

2 平成23年3月分の基本会費について

原判決認定説示（原判決13頁11行目～14頁5行目）のとおり、被控訴人の主張する会費について前払いであったこと、このことを前提として平成23年3月分の基本会費を支払ったとは認めることができないから、これを前提とする控訴人の相殺の主張は理由がある。

なお、控訴人設立に際して旧MK労組が支払った加入金については、控訴人の第1回定期大会において、資本金であり、会費の前払であるかのような説明がされている（甲18）。しかし、控訴人の会計報告や会計処理規則等においては会費とは区別して記載されている（甲13、乙18）。また、控訴人規約では、

基本会費の支払方法は当月払方式によるものとされている（乙1-91条）。したがって、控訴人設立に際して旧MK労組が支払った加入金が平成20年9月分の基本会費に充当されたとは認められない。

3 電話機、コピー機、輪転機のリース料について

被控訴人が平成22年12月控訴人会館を退去した際、控訴人において、本件各機器のリース料が発生するのは平成22年12月分までと明記した書面を作成して被控訴人に送付している（甲14, 15）。

控訴人は、上記書面が作成、送付されたのは、担当した控訴人総務局の会計統括担当事務員が不慣れで過誤によるものである旨主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。そして、上記書面の内容や上記退去に伴う精算の趣旨であること等に鑑みると、控訴人と被控訴人との間で、本件各機器についての平成23年1月以降のリース料支払義務が被控訴人に発生しないという合意が成立したものと認められる。

そうすると、被控訴人は、平成23年1月以降、本件各機器のリース料を負担していない。よって、控訴人による本件各機器のリース料を自働債権とする相殺の主張は、理由がない。

4 以上によれば、出資金返還請求権300万円から既払額226万7114円を控除した残金73万2886円に対し、控訴人の主張する相殺は、平成23年3月分の基本会費66万6400円のほか、当審で減額した経費相当分2万6166円（平成23年3月及び4月分のパソコンリース料5166円、平成23年2月分の控訴人の機関誌購読料2万1000円）について理由があるから、これを差し引くと、結局、被控訴人の請求は4万0320円の限度で理由がある。

5 よって、被控訴人の請求は、4万0320円及びこれに対する平成23年5月25日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度において理由があるからこれを認容し、その余は理由がないから棄却すべきである。

したがって、これと異なり、被控訴人の請求を876万0098円及びこれに対する平成23年5月25日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で認容した原判決は失当であって、本件控訴の一部は理由があり、本件附帯控訴は理由がないから、原判決を上記のとおり変更することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 小 島 浩

裁判官 三 木 昌 之

裁判官 榎 本 康 浩

これは正本である。

平成25年1月25日

大阪高等裁判所第1民事部

裁判所書記官

大同ちずる

